

学校法人内丸学園消防・防災計画

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条に基づき学校法人内丸学園における防火防災管理義務について必要事項を定め火災、地震及びその他の災害・緊急事態などの予防及び人命の安全並びに災害の軽減を図ることを目的とする

（防火管理義務）

第2条 防火管理者は、防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて管理権原者の指示を求めて、下記業務を誠実に遂行する。

- （1）消防計画の作成及び変更の検討
- （2）消火、通報、避難訓練の計画実施
- （3）建築物、消防用設備等、火気使用施設及び器具等の点検整備
- （4）学校法人内丸学園に対する、火気使用取り扱いに関する指導監督
- （5）建築物の増改築、模様替等の工事中における立会い、及び火気使用取り扱いに関する監督
- （6）その他、防火管理上必要な業務

（災害予防）

第3条 防火管理者は、火元責任者に対して、次の事項について定期的に点検検査を行わせ、常に災害予防について最善の注意を払わなければならない

- （1）火気使用箇所及び器具並びに構造の良否に関する事項
- （2）電気設備器具及び電気配線の良否に関する事項
- （3）消防用設備等の維持管理に関する事項
- （4）収容人員の適正管理及び避難通路等避難施設の確保
- （5）少量危険物貯蔵所の適正管理
- （6）建物内外の整理整頓及び不必要可燃物の除去

（点検、検査の基準）

第4条 前条で定める災害予防の徹底を期するための自主検査は別表（1—1）消防用設備等別表（1—2）の法定点検については、消防法施行規則第31条の6に基づき実施し、年に1回消防署長に報告する

（災害時の通報連絡及び消防隊に対する情報提供、消防隊誘導）

第5条 学校法人内丸学園から災害が発生し、それを発見した場合は、直ちに消防署（119）に通報すると共に防火管理者に連絡しなければならない。

- （1）防火管理者は、通報を受けた場合、直ちに全館に情報伝達し、出入りする者（勤務者、不特定多数の出入り者）の安全を図らなければならない
- （2）防火管理者は、災害の軽減のため、消防隊に対し建物の構造その他必要な情報を提供及び、誘導を行う

(避難・誘導)

第6条 防火管理者は、災害が発生した場合、警報設備・放送設備等を用いて、その状況、避難方法等について、知らせ園児を安全に避難誘導する。又、特に建物内に不案内な者を安全に避難誘導するためにも、避難誘導員を定める。

(避難地の設定)

第7条 非常災害の発生時に置ける避難地は、次の通りとする。

- (1) 第1次避難地 学校法人内丸学園幼保連携型認定こども園 盛岡幼稚園園庭
- (2) 第2次避難地 盛岡市立仁王小学校校庭

(保護者への引き渡し)

第8条 災害が起きた場合は、園児を速やかに保護者に引き渡す。保護者が自ら避難地へ来訪した場合のみ行うものとする。また引き渡しの際は「緊急時園児引き渡しカード」と照合する。

- (1) 職員は全ての園児を保護者に引き渡すまではいかなる理由があっても職場又は避難地を離れてはならない。

(初期消火)

第9条 災害発生時、消火器により初期消火にあたり被害の軽減を図る

(自衛消防隊)

第10条 第5条から第7条で定めた消防活動を円滑に行うため、自衛消防隊を設置する組織及び分担は別表(2-1、2-2)のとおり

(震災対策)

第11条 地震時の災害における時の災害防止のため第3条に掲げる平常の予防点検はもとより、工作物等の落下転倒防止あるいは火気使用場所の可燃物の除去及び火気使用器具の転倒防止を図る

- (1) 地震が発生した場合は、火気の使用停止等の措置をするとともに、災害の発生、人命損傷の有無及び建物等の異常の有無を確認する
- (2) 火災等の災害が発生した場合、自衛消防隊長は直ちに自衛消防隊員に対し必要な指示、命令をして災害の軽減を図る

(自然災害対策)

第12条 自然災害が発生した場合は、その状況を把握し、避難方法等について、自衛消防隊長は直ちに自衛消防隊員に対して必要な指示、命令をして災害の軽減を図る

(事件発生対策)

第13条 学園内で園児が巻き込まれる事件等が発生した場合の災害防止のために第5条

に揚げる平常の予防及び保護者や地域との連携を図り園児の安全確保に努める。

(休園、勤務時間外の警戒)

第 14 条 休園及び勤務時間外の防火管理体制は、警備会社に業務委託し警備体制の万全を期す。

- (1) 職員は、休日及び夜間などにおいて、地震に関する警戒宣言が発令されたとき、又は、非常災害が発生したことを知った時は、速やかに出勤することを原則とする。
- (2) いつ災害が発生しても適切な対応ができるように、地域住民との密接な協力連携を図る。

(防火教育)

第 15 条 防火管理者は、学校法人内丸学園に対して、別に定める計画により防火管理を必要な教育を実施する。

- (1) 学校法人内丸学園は進んで防火管理に関する教育を受け、防火及び防災に万全を期するよう努めなければならない。

(消防訓練)

第 16 条 防火管理者は、災害時における被害の軽減を図るため、消防訓練を計画的に実施する

- (1) 基本訓練（消火・災害・通報・避難・搬出等部分訓練） 年各 2 回以上
- (2) 総合訓練 年 1 回以上

(消防機関との連絡)

第 17 条 管理権原者及び防火管理者は常に消防機関と連絡を密にし、より防火管理の適正を期するよう勤める。

連絡事項

- (1) 防火管理者の選解任の届出
- (2) 消防計画の届出（改正の際はその都度）
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 消防訓練（消火・避難訓練等）の事前連絡
- (5) 査察・教育訓練指導の要請
- (6) その他防火管理についての必要事項

第 18 条 消防防災のより詳細な発生対応については、この計画に示すほかに消防防災具体事象別に行動基準を定め、危機管理対応要綱として周知するものとする。

(適用範囲)

第 19 条 この計画は、学校法人内丸学園に出入りする全ての者に適用する。

- (附則) この計画は、平成 17 年 2 月 23 日から施行する。
平成 24 年 4 月 1 日から改正施行する。
平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。

学校法人内丸学園 緊急時園児引き渡しカード 重要[Ⓜ]

盛岡幼稚園	クラス	ふたば・つぼみ・いちご C1・C2・B・A	記入者名	
ふりがな		生年月日	令和	年 月 日
園児氏名				
現住所	〒 -			
	Tel () -		血液型	型
在園する兄弟姉妹	クラス	クラス	クラス	
	ふりがな氏名:	ふりがな氏名:	ふりがな氏名:	
アレルギーの有無	有・無	アレルギーの内容		園に預けている薬 有・無 薬名()
		健康に関して園に知らせておきたいことや、治療の際に注意する点等があればご記入下さい。(持病、服薬等)		

緊急時の連絡先(優先順に記入をお願いします。) ※緊急連絡先は、引渡し可能な方を、ご本人の承諾を得た上でご記入ください。			
氏名	続柄	緊急連絡先	
ふりがな		勤務先	勤務先住所(無職の方は現住所)
①		勤務先Tel	- -
		携帯電話	- -
ふりがな		勤務先	勤務先住所(無職の方は現住所)
②		勤務先Tel	- -
		携帯電話	- -
ふりがな		勤務先	勤務先住所(無職の方は現住所)
③		勤務先Tel	- -
		携帯電話	- -
ふりがな		勤務先	勤務先住所(無職の方は現住所)
④		勤務先Tel	- -
		携帯電話	- -
ふりがな		勤務先	勤務先住所(無職の方は現住所)
⑤		勤務先Tel	- -
		携帯電話	- -

緊急引き渡し時記入欄 (職員記入)			
引渡し場所	園庭・仁王小学校・保育室()		
	ホール・その他()		
身長	cm	体重	kg
着衣、その他特徴			
薬の返却	済・未	引渡し日時	
引渡し者署名(園職員)		令和	年 月 日 時 分

- 太枠内項目にご記入下さい。
- 本カードに記載されていない方に園児を引き渡すことはできません。
- 内容に変更(追加・削除)があった場合は速やかにご連絡下さい。
- 本カード内の情報は緊急時園児引き渡し以外には使用いたしません。

緊急引渡し時記入欄	
受け取り者署名	受け取り後の行先

学校法人内丸学園危機対応要綱

(目的)

第1条 学校法人内丸学園消防・防災計画に基づき、盛岡幼稚園における全ての職員が災害・事件等のあらゆる危機に対し、明確かつ迅速に対応又は予防するために必要な事項を定めて、園児・保護者・職員の生命及び安全を守ることを目的とする。

(危機対応における指揮権)

第2条 危機発生時における的確な命令を指示する指揮権者が必要であり、指揮権者が不在の場合の次席者又代行者を選任する。選任された者はこの危機対応要綱を基準に園児・職員の生命の保全を最大の目的として指揮しなければならない。

基本的指揮権とは、日常の保育業務において命令・指示権を持つ者である。順位としては下記の通りとする。

- ① 理事長
- ② 園長
- ③ 副園長
- ④ 主幹保育教諭
- ⑤ 指導保育教諭
- ⑥ 保育教諭
- ⑦ 事務員

2 園外保育における指揮権順位 (遠足等)

- (1) 遠足 ①理事長 ②園長 ③副園長 ④主幹保育教諭 ⑤保育教諭

- (2) 散歩 ①引率の保育教諭

(危機における対応と予防)

第3条 危機発生時における対応と予防について

(1) 予防 (事前の環境整備)

消防計画に基づき、学園で行う防災避難訓練は、防災において、園児の生命を守るための具体的な方法を職員一人一人及び園児が身につけるためのものである。そのためには、いつ災害が発生しても適切な対応ができるように防災・危機管理体制の環境を整えておくことが大切である。また、近隣住人、地域との密接な協力・連携ができる関係を築いておくことも必要である。

① 避難訓練の実施計画

- ・ 避難訓練を実施する (園児と保育教諭が地震時の一時待避場所への移動など)
- ・ 避難通路・経路を確認する。
- ・ 災害非常持出し袋の中の備品などを確認する (別紙1-1)
- ・ 防災頭巾の着脱の練習をする。
- ・ 災害時発生時における各職員の役割分担を確認する。

② 保護者への事前連絡

- ・ 保護者へは、事前に緊急時における園の対応及び避難先を周知する。
- ・ 毎年新学期に緊急時連絡先などを、緊急時園児引き渡しカード (別紙1-2) に記入してもらい、災害非常持出し袋に整理集約する。

③ 施設設備の点検等

- ・ 地震時に転倒しやすい家具・家電製品・備品など転倒防止がなされているか点検する。
- ・ 地震時に、万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。

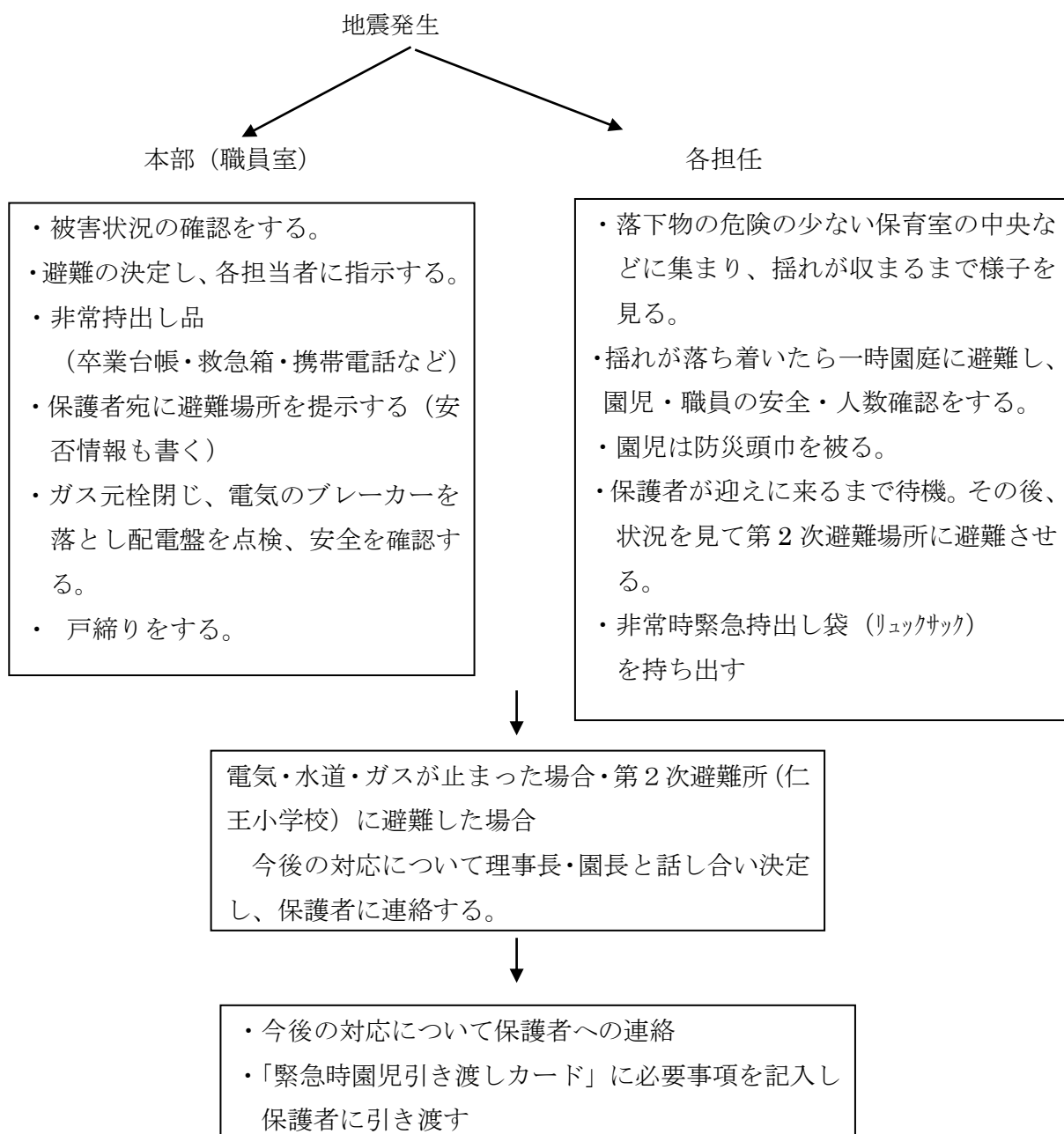
- ・避難経路に障害物等がないことを常に確認する。
- ・防火管理者を明示し、責任を持って日常点検と整備をする。
- ・緊急時連絡提示用の提示を用意しておく。

(2) 危機発生時の対応

①大地震等の危機が発生した場合

人命尊重を第一に考え、園児及び職員の安全の確保を図るとともに、被害を回避又は最小限にとどめるために情報収集を行い、正確な状況把握に努め必要な応急措置体制をとり、適切に対応する。連絡体制については、保護者や警察・消防・病院等の関係機関との連絡を的確に行う。

○園舎内で地震がおきた場合（震度5強以上の場合）



○園外保育時で地震がおきた場合（震度5強の場合）

- ・揺れを感じたら、直ちに園児を集め、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで収まるのを待ち、その後速やかに園児の安全及び人数確認を行う。
- ・発生時、園に近い場所にいた場合は帰園する。遠い場所にいた場合は、近隣の学校や公共機関などの大きな建物に避難する。
- ・バスなど乗り物に乗車の場合は、運転手・添乗員の指示に従う。
- ・携帯電話で園に連絡を入れ、必要な場合は園に応援を要請する、連絡が付かない場合は職員が園に応援を求める。

○大地震が発生し火災が発生した場合

- ・園内外が火事になった場合は、仁王小学校校庭に避難する。仁王小学校までの避難路が絶たれた場合は岩手公園に避難する。

○園児引き渡しについては、速やかに保護者に引き渡す。また、引渡しの際は「緊急時園児引き渡しカード」と照合の上、園児を引き渡す。保護者が保育時間内に引き取りが困難な場合は、保護者が引き取りに来るまで園・避難地において原則24時間は園児を保護する。その後、行政の措置した救護所へ移動する。

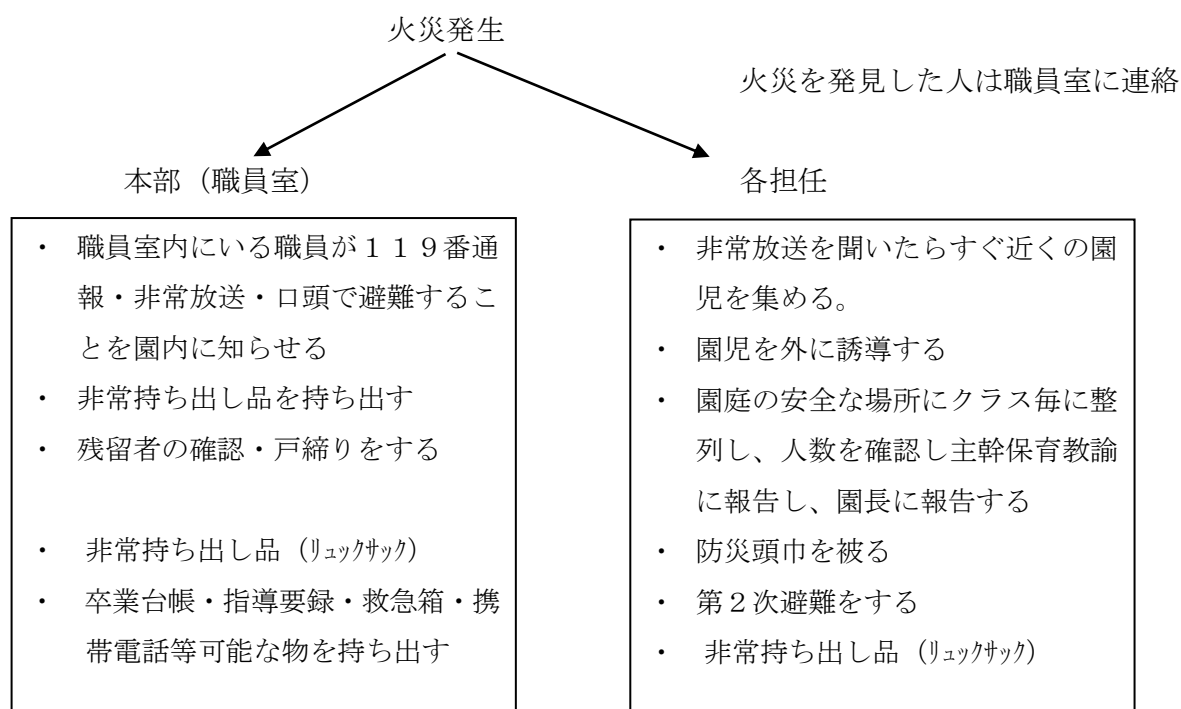
○大地震が起きてもすぐに園を離れるのではなく、状況を見極め危険であると判断した時に、第2次避難場所や行政の指定する震災救護所等の一時避難集合場所に避難する。

○園を離れる場合は、迎えに来る保護者に所在を明らかにするために必ず、行き先がわかるように正門及び建物等に掲示をする。

○避難場所は次の通りとする。

- ①第1次避難地 盛岡幼稚園園庭
- ②第2次避難地 盛岡市立仁王小学校校庭

②火災が発生した場合





- ・避難場所から保護者へ連絡
- ・引渡しカードに記入し、保護者に引き渡す



- ・火災の状況を把握し、今後の対応について園長と話し合い決定し、保護者に連絡する

③自然災害が発生した場合

○保育中に風水の災害が発生した場合

- 避難勧告又は、園長の判断で第2次避難・早帰りの判断をした場合

避難勧告の場合

早帰りの場合

- ・園児の把握と防寒具等の準備をする。
- ・戸締り・火の元・電気ブレーカーを閉じる。
- ・第2次避難（仁王小学校）へ園児を避難させる。
- ・避難経路の安全確保に十分留意し、避難を誘導する。
- ・避難所から保護者へ連絡
- ・「緊急時園児引渡しカード」に記入をし、保護者に引き渡す。
- ・翌日の対応を保護者に知らせる。

- ・自然災害が大きくなりそうな場合は、保護者に連絡をし、早めの迎えをお願いする。
- ・翌日の対応を保護者に知らせる。



- ・災害の状況を把握し、今後の対応について園長と話し合い周知する。
- ・園内の被害状況を調べ、園児に危険のないようにできる限り補修し、安全を確保する

④不審者が侵入した場合

- 一般の来訪者はインターホンにより玄関から来訪する
- 防犯訓練を実施し、緊急の場合の放送や対応を意識出来るようにする

職員が不審な人物が園内に侵入し、園児に危害が及ぶと判断した時

園内の場合

本部（職員室）

- ・ 110番通報をする。
- ・ 園児や職員に危険を知らせる緊急の放送を入れたり、口頭で伝える
- ・ 不審者が園内から退去するように対応し、防御する。

保育教諭

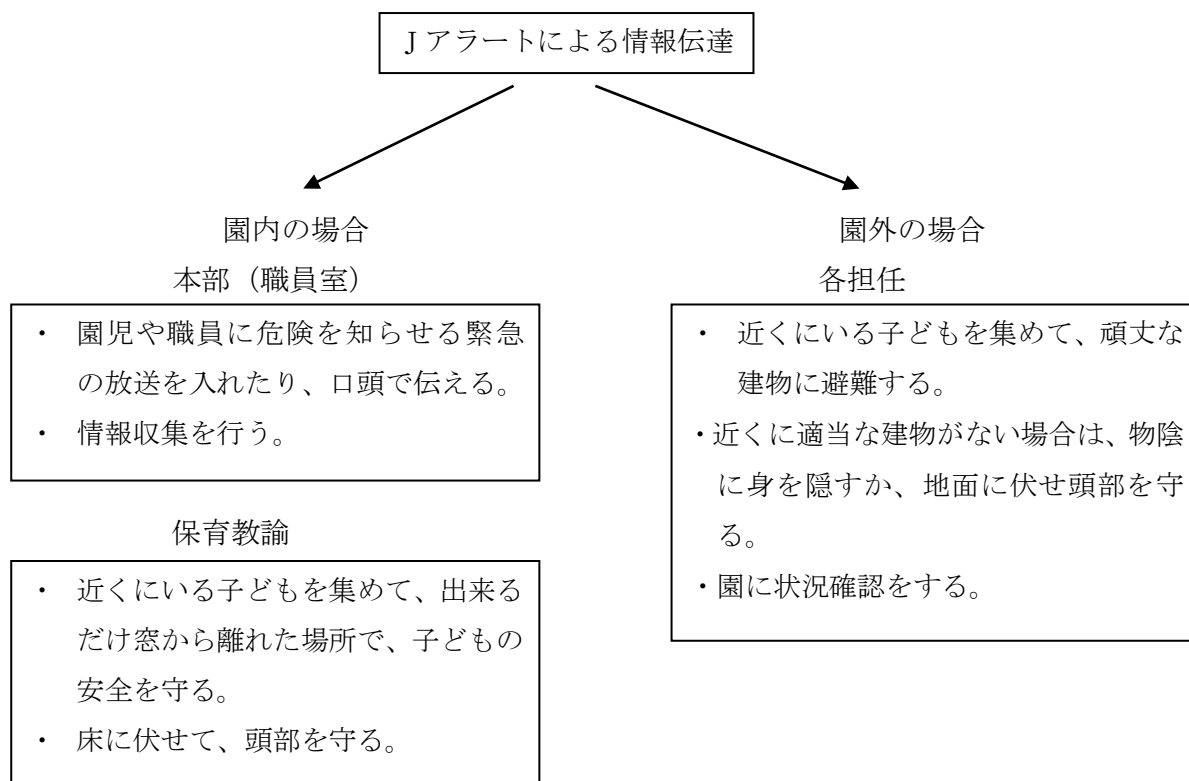
- ・ 近くにいる子どもを集めて、出来るだけ不審者から離れた場所で、子どもの安全を守る。
- ・ 施錠出来るところは施錠する。
- ・ 子どもの安全を確かめたら、不審者が退去するよう対応する

園外の場合

各担任（必ず複数で行動する）

- ・ 携帯している防犯ブザーを鳴らす
- ・ 出来るだけ保育教諭が対応し、もう一人の保育教諭は園児を安全なところに避難させ帰園する
- ・ 同時に110番通報をして保護を求める。
- ・ 携帯電話で園に応援を求める

⑤緊急避難速報（Jアラート）への対応について



○子どもが保護者のもとにいる場合は、保護者の判断で対応する。

○朝にJアラートの知らせがあっても開所日（日、祝日、年末年始以外）は予定通り開園する。

⑥休日・勤務時間外に危機が発生した場合

夜間・休日においていろいろな災害・危機が発生した場合は、理事長・園長・主幹保育教諭他、可能な職員が園に集合し、被害状況の確認と、今後の対応について話し合う。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する

平成27年4月1日から改正施行する。

平成30年4月1日から改正施行する。

学校法人内丸学園の危機対応手引きについて

(1) 大地震等が発生した場合（震度5強以上の場合）

①登園の途中で地震が発生した場合

- ・登園できる状態であるか等は保護者の判断にお任せします。
また、電話が通じるようでしたら、その状況を園に連絡して下さい。

②園舎内・保育中に地震が発生した場合

- ・園児は防災頭巾を被り、揺れが収まるまで様子を見ます。
- ・保護者に迎えに来ていただきます。園児は園で迎えが来るまで待機します。
- ・大地震が起きてもすぐに園を離れるのではなく、状況を見極め危険であると判断した時に、第2次避難場所や行政の指定する震災救援所等の一時避難集合場所に避難します。



電気・水道・ガスが止まった場合・第2次避難所（仁王小学校）に避難した場合

- ・今後の対応について決定した事を、迎えに来た保護者に伝えます。又は、電話やメールで保護者に連絡します。



迎えに来た保護者に園児を引き渡す時、「緊急時園児引き渡しカード」に必要事項を記入してもらい、引き渡します。

③園外保育時で地震が起こった場合

園に近い場所にいた場合は帰園します。遠い場所にいた場合は、近隣の学校や公共機関などの大きな建物に避難します。園に連絡を入れ、園・各担任から保護者に連絡します。

(2) 火災が発生した場合

- ・防災頭巾を被り、安全な場所に誘導、待機します。
- ・保護者が迎えに来るまで待機。その後、状況を見て第2次避難場所に避難します。



- ・避難場所から保護者へ連絡します。
- ・迎えに来た保護者に園児を引き渡す時、「緊急時園児引き渡しカード」に必要事項を記入してもらい、引き渡します。



- ・火災の状況を把握し、今後の対応について決定した事を、迎えに来た保護者に伝えます。又は、電話やメールで保護者に連絡します。

○避難のため園を離れる場合について

迎えに来る保護者に所在を明らかにするために、避難先等を正門及び建物等に掲示します。

○園児引き渡しについて

速やかに確実に保護者に引き渡すために、新学期に緊急時連絡先などを、「緊急時園児引き渡しカード」に記入の上、非常持出し袋に入れクラスに常備します。保護者が迎えに来るまで園・避難地において園児を保護します。引き渡しカードは園で作ります。

○地震・火災・自然災害などが発生した場合の避難場所は次の通りです（防災マップ）

①第1次避難場所 盛岡幼稚園園庭

②第2次避難場所 盛岡市立仁王小学校校庭

（3）自然災害が発生した場合

○風水などの被害が事前に予想される場合

前日から被害が予想され、園児が安全に登降園が出来ない場合は、園・各担任から連絡します。また、登園前の場合は、登園できる状態であるか等は保護者の判断にお任せします。その状況を園に連絡を下さい。

○保育中に風水の災害が発生した場合

・避難指示又は第2次避難・早帰りの判断をした場合



・自然災害が大きくなりそうな場合は、保護者に連絡をし、迎えをお願いします。
・翌日の対応を保護者に知らせます。

（4）不審者が侵入した場合

・不審な人物が侵入し、園児に危害を及ぶと判断した時



- ・園内保育の場合→ 直ちに110番通報をし、園児を安全なところに避難させます。
- ・園外保育の場合→ 携帯している防犯ブザーを鳴らし、園児を避難させ帰園します。

（5）緊急避難速報（Jアラート）への対応について

○子どもが保護者のもとにいる場合は、保護者の判断で対応してください。

○子どもが幼稚園にいる場合 ⇒ 窓の近くに近づかない。離れて避難します。

○園外にでかけている場合 ⇒ できる限り頑丈な建物に避難します。

○朝にJアラートの知らせがあっても開所日（日、祝日、年末年始以外）は予定どおり開園します。

○状況によっては、当園の危機対応マニュアルに基づき子どもの引き渡し等の対応をとる場合があります。

（6）その他

○休園にした場合でも、園舎に損壊がない時は、両親共にお仕事の方で、預けるところが無い方のお子さんは、お預かりいたします。

その際、水筒・お弁当などの用意をお願いする場合があります。冬季の場合は防寒具の準備をお願いします。

◎上記のような災害時、または緊急で園から保護者に連絡を取りたい場合に、緊急メールを送信することがあります。

